

稚内市 認知症高齢者等 見守り・SOSネットワークとは？

認知症高齢者の方やその疑いのある方は、記憶力や判断力が低下し、道や場所を間違えるなど、家に戻れなくなることがあります。このため、

①行方不明になった場合には、できるだけ早く発見（生命を守る）

②行方不明を未然に防止する（見守り）

ために、

稚内市や警察署をはじめ、関係機関や地域の方々などの協力を得て、地域ぐるみで取り組むネットワークです。

たとえ認知症になっても安心して外出でき、住み慣れた地域で暮らし続けることができるマチを目指します。

★事前登録をお勧めします!!

認知症などの症状により行方不明になる恐れのある方が、事前に本人の身体的特徴や連絡先、写真などを登録しておくことです。

事前登録をしておくとその情報を元に早期に警察の捜索や、関係者による地域の発見活動を開始できます。

事前登録の仕方

提出先

稚内市生活福祉部 長寿あんしん課（稚内市地域包括支援センター）

提出ができる方

本人、家族等（本人・家族の記載が必要）（提出のみ代理可能）

登録に必要なもの

①全身写真 ②顔写真 ③印鑑（本人・家族のもの）④可能な限り服薬情報



登録の情報は、稚内市生活福祉部 長寿あんしん課（稚内市地域包括支援センター）と稚内警察署で保管いたします。

登録内容に変更がある時などは届出が必要です。なお、事前登録をされていなくともネットワークを利用することはできます。

お問い合わせは

稚内市生活福祉部 長寿あんしん課
（稚内市地域包括支援センター）

☎23-8585

稚内市中央4丁目16番2号
稚内市保健福祉センター2階

行方がわからなくなった時

いないと気づいたら!!



いないと気づいたら、できるだけ早く稚内警察署に連絡しましょう。警察から稚内消防署や市（長寿あんしん課）、関係機関・団体に協力を依頼します。関係機関・団体は仕事や活動の可能な範囲で捜索に協力してくれます。行方不明の人を見つけた場合、稚内警察署に連絡します。

見つけた後



日頃からの備え

1. 近所の人やよく行くお店の人などに、ちょっとした手助けをお願いしておきましょう。
 - ①いつもと違うと感じたときは、連絡が欲しいこと
 - ②「これからどこ行くの？」など声をかけてもらえるように
2. 年1回は写真を撮るようにしましょう。(顔写真と全身が写っている写真)

※直近の写真があると捜索しやすくなります。
3. 名前、住所、連絡先などがわかるものを本人が常に携帯するよう工夫しましょう。

※持ち物や衣類、靴の中などに入れる、書く、貼る など
(男性の場合は名刺が良いでしょう)。

物忘れやこれまでと異なるような様子が見られたら専門機関に相談しましょう

認知症についての相談窓口

- ★市生活福祉部 長寿あんしん課 (稚内市地域包括支援センター) 23-8585
- ★在宅介護支援センター (市内4か所)

中央地区在宅介護支援センター (22-1165)	東地区在宅介護支援センター (34-0110)
南地区在宅介護支援センター (32-1165)	宝来地区在宅介護支援センター (24-5678)